③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2019, 2020, 2021

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender: 11:00 AM, 4 February, 2020

⑻ Contact point for the notice: Kazuhiro Matsuoka, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5—24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168—8505, Japan TEL 03—5344—1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正する。

令和元年12月26日

支出負担行為担当官

札幌地方裁判所長　本多　知成

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　01

令和元年12月13日付号外政府調達第152号44ページ2段目「5　Summary⑸」中最終行「44-jo-higashi」は「4　4-jo-higashi」の誤りにつき訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月26日

支出負担行為担当官

宮内庁長官官房主計課長　中山　隆介

◎調達機関番号　008　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　三の丸尚蔵館整備に伴う展示工事（Ⅰ期）

⑶ 工事場所　東京都千代田区千代田（皇居内）

⑷ 工事内容　本工事は、三の丸尚蔵館の新築棟（Ⅰ期）の展示工事である。建築面積　約3,100㎡、延べ面積　約7,700㎡のうち、展示室　約790㎡、収蔵庫　約3,200㎡

⑸ 工期　契約締結日の翌日から令和4年3月24日まで

⑹ 使用する主要な資機材　展示ケース一式、展示造作・パーツ一式、収蔵庫什器一式、映像・音響システム及びコンテンツ一式、グラフィック一式、電気設備工事一式、収蔵庫什器移設工事一式。

⑺ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。

⑻ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼ その他

① 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

② 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を紙入札方式にて行う工事である。

2　競争参加資格

⑴ 次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 内閣府における平成31、32年度の建設工事競争参加資格の「内装仕上」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 内閣府競争参加資格の「内装仕上」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が、1,000点以上であること（上記②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,000点以上であること。）。

④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤ 平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記アの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

ア　工事内容　博物館施設（※1）における、展示室面積700㎡以上の展示工事（※2）を実施した実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうち1社が上記アの要件をすべて満たす工事の施工実績を有するとともに、その他の構成員が、下記イの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　工事内容　博物館施設（※1）における、展示室面積400㎡以上の展示工事（※2）を実施した実績を有すること。

※1　「博物館施設」とは、国宝や国指定の重要文化財を展示できる「公開承認施設」（公開承認施設に関する規定（平成8年文化庁告示第12号））として認定を受けた施設または博物館法（昭和26年12月1日法第285号、最終校正平成26年6月4日法律第51号）における登録博物館、博物館相当施設をいう。

※2　「展示工事」とは、展示造作、展示ケース、グラフィック・サイン、模型造作、映像音響システム機器、映像音響コンテンツ、電気設備等の展示に係る総合的な施工を行う工事をいう。

⑥ 本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑦ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの時期に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月4日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、宮内庁発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常ＪＶの代表者以外の構成員については、2級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「1級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、1級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

② 平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記2⑴⑤イの要件をすべて満たす工事（民間実績も可とする。）に監理技術者又は主任技術者等の工事作業の指導監督的立場で従事した業務実績を有するものであること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

③ 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。